

事務連絡
令和2年5月26日

関係団体農作業安全御担当各位

農林水産省生産局技術普及課安全指導班

農作業事故等に係る情報提供の開始時期について

このことにつきまして、農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について（令和2年5月19日付け2生産第302号生産局通知）において、「新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備の観点から、本通知に基づく事故情報の提供開始時期については、担当より改めて通知する」とこととされていたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が全国的に解除されたことを踏まえ、本年6月分から本通知に基づく報告を行っていただくことといたします。

具体的には、農機具の販売を行う事業者から当該農機具の製造・輸入業者への初回（6月分）の報告は7月10日期限（農機具の製造・輸入業者から本省担当課への報告は同15日期限）*となりますので、その旨、貴会会員等宛てご連絡願います。ただし、今後感染状況に変化等があった場合は、情報収集や報告を見送るなど、農機具の販売を行う事業者と当該農機具の製造・輸入業者の間で連絡を取りつつ、適宜、対応をご検討願います。

なお、情報収集に当たっては、本通知の「農作業事故情報提供様式作成要領」において、「極力詳細に聞き取っていただくことが望ましい」としておりますが、現下の状況に鑑み、感染拡大予防の観点にも配慮しつつ対応願います。

※ 販売店等において本年4～5月分についても情報収集されている場合は、6月分と合わせて提出頂きますよう御連絡願います。

担当：

農林水産省生産局技術普及課 藤澤、小屋松

tel 03-6744-2182

農作業事故情報提出用メールアドレス

jikojo@maff.go.jp